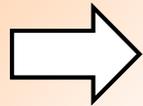


# 新公益法人制度

## 新制度のポイント

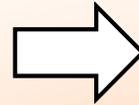
**【総論】**



- ①－制度のポイント
- ②－移行申請の検討のポイント

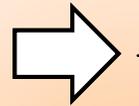
**【移行認定編】**

(1) 基礎編



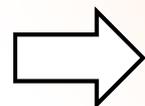
－事業と財務の分析

(2) 実践編



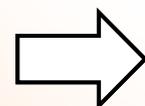
- ①－事業の公益性
- ②－別表Gの作成
- ③－収支相償・公益目的事業比率
- ④－別表C(2)の作成・控除対象財産
- ⑤－その他の認定基準等

**【移行認可編】**



- ①－公益目的支出計画その1
- ②－公益目的支出計画その2

**【機関設計編】**



- ①－機関設計のポイント
- ②－移行に当たっての検討

# 総論①ー制度のポイント

一般社団・財団法人

➤ 法人法の要件を満たせば、登記のみで設立可

認定

公益社団・財団法人

➤ 一般社団・財団法人のうち、認定法の基準を満たしている法人を、行政庁が認定

☞ 法令、ガイドラインで明確に定められた基準に基づく公益認定

☞ 民間有識者による実質的な判断

（ 国（内閣府）：公益認定等委員会（7人の委員）

都道府県：合議制の機関（〇〇県公益認定等委員会／審議会）

従来の公益法人(社団法人・財団法人)

平成20年12月1日(新制度の施行).....

特例民法法人(従来の主務官庁が監督)

公益法人への移行認定申請

- ☞ 収支相償
- ☞ 遊休財産規制
- ☞ 公益目的事業比率 など

一般法人への移行認可申請

- ☞ 公益目的支出計画
- ・公益目的財産額
- ・実施事業等 など

国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関での判断

認定

公益社団法人  
公益財団法人

認可

一般社団法人  
一般財団法人

再申請可能

申請せず

不認定  
不認可

平成25年11月30日(移行期間の終了).....

申請したが、移行期間終了後に不認定・不認可

解散

## 総論②

# — 移行申請の検討のポイント

検討の開始(☞検討ポイントは後述)

《機関設計》

《事業・財務》

**【(必要に応じ)理事会・評議員会】**

- 移行後における機関設計の検討
  - －役員、評議員の扱い(本人出席の必要等)
  - －最初の代表理事、最初の評議員の選任
  - －必要な内部規程の整備など

**【(必要に応じ)理事会・評議員会】**

- 移行後の事業・財務の分析 ⇨ 方針の決定
  - －事業:「公益」と収益等の仕分け
  - －財務:収支予算(フロー)、資産(ストック)の見通し

**【理事会】**

- 最初の評議員の選任方法を決定

○基本となる申請書類を作成

- －事業:別紙2
- －財務:別表G(フロー)、別表C(2)(ストック)

選任方法→旧主務官庁の認可

**【理事会など】**

- 最初の評議員選定委員会の人選を決定

**【(必要に応じ)理事会】**

- 別表G,C(2)をもとに、収支相償、公益目的事業比率、遊休財産規制に適合しているかを検証
  - …必要に応じ、事業・財務の見通しの変更も

評議員選定委員会を開催

最初の評議員を選任

**【理事会・評議員会】**

- 定款変更の案を決定
- 役員報酬規程、資金管理規程などの承認

その他申請書類を作成(別表A~F)

**【理事会・評議員会】**

- 申請書類の内容を決定
  - 細目は代表理事等への一任も可

移行認定の申請

検討の開始(☞検討ポイントは後述)

《機関設計》

《事業・財務》

**【(必要に応じ)理事会・評議員会】**

- 移行後における機関設計の検討
  - －役員、評議員の扱い(本人出席の必要等)
  - －最初の代表理事、最初の評議員の選任
  - －必要な内部規程の整備など

**【(必要に応じ)理事会・評議員会】**

- 移行後の事業・財務の分析 ⇨ 方針の決定
  - －事業:実施事業等の選択
  - －財務:ストックの精査、フローの見通し

**【理事会】**

- 最初の評議員の選任方法を決定

- 基本となる申請書類を作成
  - －公益目的財産額:別紙2(ストック)
  - －公益目的支出計画  
:別表C(実施事業等)、E(2)-3(フロー)

選任方法→旧主務官庁の認可

**【理事会など】**

- 最初の評議員選定委員会の人選を決定

**【(必要に応じ)理事会】**

- 上記をもとに、公益目的支出計画(計画期間中の大体的見通し)をシミュレーション  
…必要に応じ、事業・財務の見通しの変更も

評議員選定委員会を開催

最初の評議員を選任

その他申請書類を作成(別表A~E)

**【理事会・評議員会】**

- 定款変更の案を決定
- 役員報酬規程、資金管理規程などの承認

**【理事会・評議員会】**

- 申請書類の内容を決定 細目は代表理事等への一任も可

移行認可の申請

現在の事業・財務の内容を分析

移行後の事業・財務の分析

☞ 中長期的な法人の将来像を構想 ⇔ 必要に応じ、事業・財務の見直しを検討

○どのような法人を目指すのか

➤ 事業：将来の事業展開の方向性

(例) 法人として、誰にどんな利益を生みたいのか。そのための事業活動はどんなものか。

➤ 財務：事業展開を見据えた財源の見直し

(例) 収支バランス、資金調達の見込みは(運用益、寄付金、事業収益・・・)

○制度との関係はどうか・・・移行認定(公益)／移行認可(一般)の比較

公益社団・財団法人	一般社団・財団法人
公益目的事業比率が50%以上 収支相償、遊休財産規制 等	公益目的支出計画 (公益目的財産額、実施事業等)

※税制との関係にも留意(法人税、寄付優遇、利子所得課税等)

⇔ 詳細はHPを参照(パンフレット15,16ページ、「寄付・税制」の箇所をクリック)

必要に応じ、事業・財務の見直しも

移行認定か移行認可かの方針を決定

# 移行認定（基礎編） — 事業と財務の分析

公益認定の基準は、認定法第5条第1号～第18号に列挙

☞「誰にどんな利益を生もうとしているか」がポイント ※丸数字は号数

### 1. 法人の目的・事業の性質・内容に関するもの

- ①公益目的事業を行うことが主たる目的であること。
- ②公益目的事業に必要な経理的基礎と技術的能力を有すること。
- ③④法人関係者や営利企業等に特別の利益を与えないこと。
- ⑤社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと。
- ⑦公益目的事業以外の事業を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

### 2. 法人の財務に関するもの(「財務3基準」)

- ⑥公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること(収支相償)。
- ⑧公益目的事業比率(費用ベース)が100分の50以上になると見込まれること。
- ⑨遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること。

## 3. 法人の機関に関するもの

- ⑩⑪同一親族及び同一団体関係者がそれぞれ理事又は監事の3分の1を超えないこと。
- ⑫一定の基準(収益が1,000億円以上等)を満たす場合に会計監査人を設置していること。
- ⑬役員報酬等が不当に高額とならないような支給基準を定めていること。
- ⑭社員に対し不当に差別的な取扱いをせず、理事会を設置していること。

## 4. 法人の財産に関するもの

- ⑮他の団体の意思決定に関与可能な財産(株式等)を過半数保有していないこと。
- ⑯公益目的事業に不可欠な特定の財産があるときは、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること。
- ⑰公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額(※)に相当する財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること。  
(※)公益目的事業のために受けた寄付金等の残額。詳細はパンフレット11ページを参照。
- ⑱清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること。

○事業について … **別紙2** (行おうとしている事業)⇨ 公益目的事業性を検討      ⇨ *移行認定(実践編①)で説明*

## ○財務について

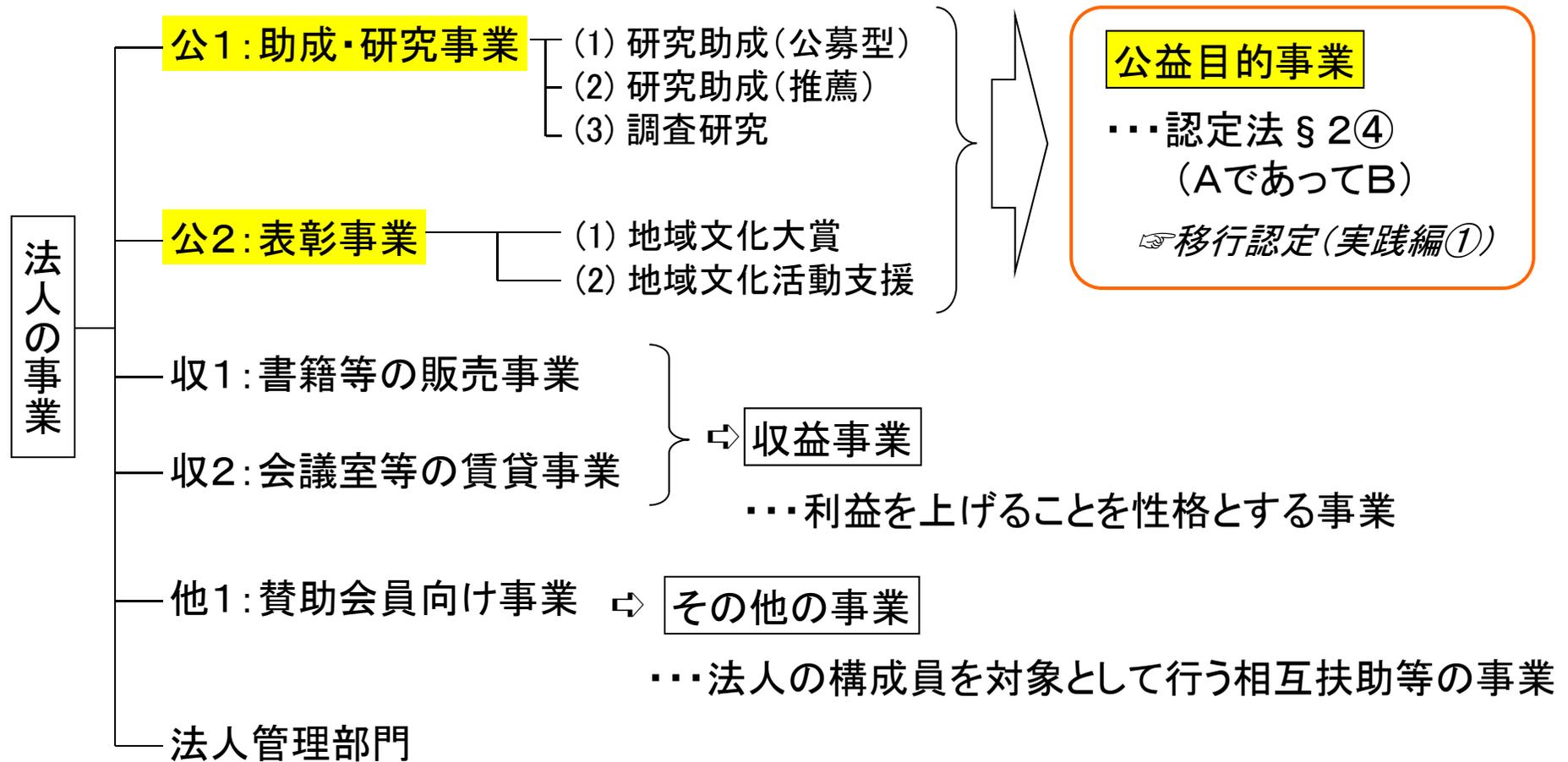
➤ 収支予算(フロー) … **別表G** (収支予算の事業別区分経理の内訳)⇨ タテで収支相償を確認⇨ ヨコで公益目的事業比率を確認} ⇨ *移行認定(実践編③)で説明*➤ 資産(ストック) … **別表C(2)** (遊休財産からの控除対象財産)⇨ 遊休財産規制を確認⇨ *移行認定(実践編④)で説明*

☆ 申請書類はこの3つが基本！

☆ 電子申請を活用すれば、自動計算で作業が容易に！

 実際の動画では、申請書類の記載例の別紙2、別表C(2)・Gを映写します。

◆法人の実施する事業を分類



☞ ポイントは、「その事業を行うことによって、誰にどんな利益を生んでいるか」

- ・目的(ベクトル=事業目的は何か?)
- ・手段(不特定多数の利益になるか?)

◆公益、収益、その他事業、法人管理部門ごとに、G表を作成

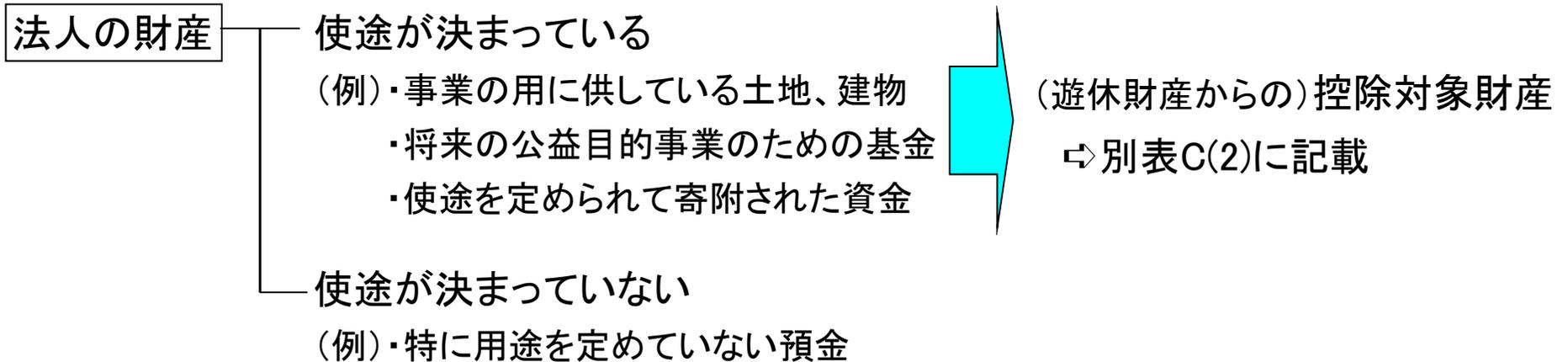
科目	公益目的事業会計				収益事業等会計					法人会計	合計	
	公1	公2	公共通	小計	収1	収2	他1	収等共通	小計			
I 一般正味財産増減の部												
1. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
...												
...												
...												
経常収益計	○○	△△	◇◇	□□	○○	△△	◇◇	□□	○○	△△	◇◇	
(2) 経常費用												
事業費												
...												
...												
管理費												
...												
経常費用計	●●	▲▲	◆◆	■■	●●	▲▲	◆◆	■■	●●	▲▲	◆◆	■■
2. 経常外増減の部												

(注)必ず赤字にする必要はない! 移行認定(実践編③)

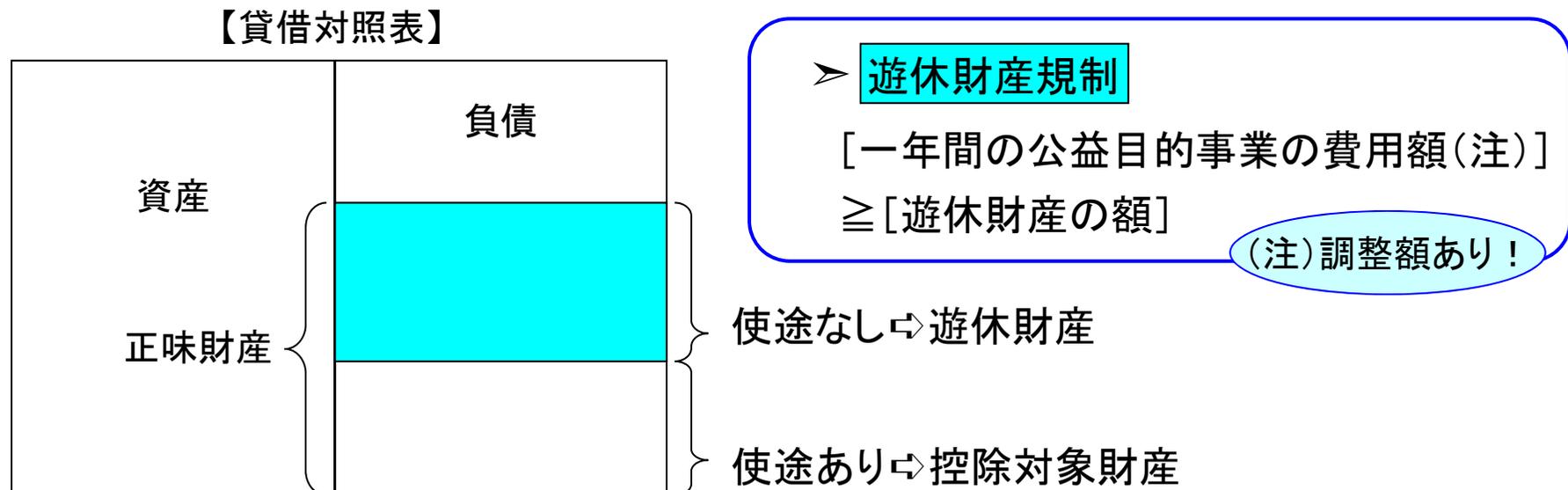
➤ 収支相償 ...タテで公益目的事業の損益を比較

➤ 公益目的事業比率 ...ヨコで[公益]/[合計]の比率を確認 (注)調整額あり! 移行認定(実践編③)

◆法人の財産を、用途に応じて分類



◆遊休財産額は、[資産]－[負債]－[控除対象財産]を基礎として算定 ⇨ 別表C(1)で自動計算

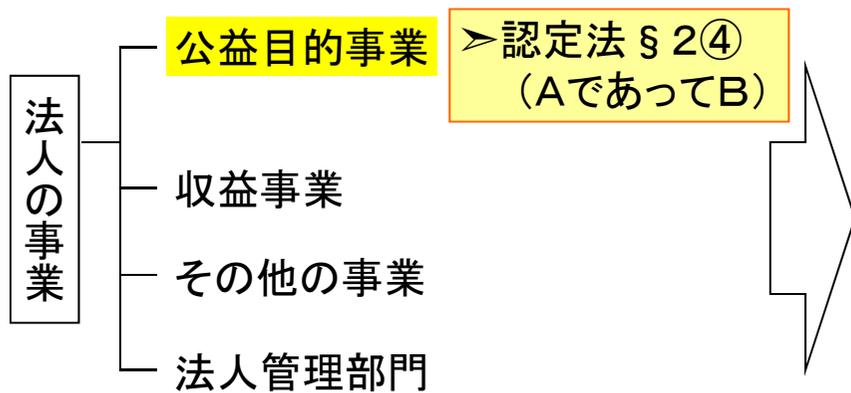


# 移行認定(基礎編)

# 事業、財務の分析について(全体まとめ)

◆事業: 別紙2 ←事業計画書を参考に

◆フロー: 別表G ←収支予算書、事業計画書を参考に



	公益	収益	その他	法人会計	合計
(1) 経常収益					
...					
...					
経常収益計	○○	△△	◇◇	□□	○○
(2) 経常費用					
...					
...					
経常費用計	●●	▲▲	◆◆	■■	●●

> 収支相償...タテで損益を比較  
 (注)必ず赤字にする必要はない!

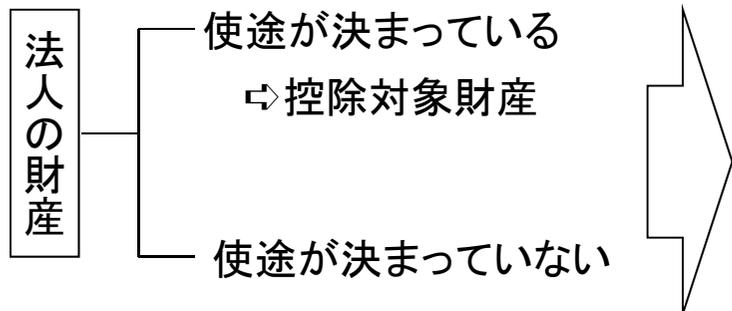
(注)調整額あり!

> 公益目的事業比率  
 ...ヨコで[公益]/[合計]の比率

(注)調整額あり!

> 遊休財産規制  
 ...[公益の費用額] ≥ [遊休財産の額]

◆ストック: 別紙C(2) ←貸借対照表、財産目録を参考に



【貸借対照表】

資産	負債
正味財産	用途なし
	用途あり

⇒ 遊休財産  
 ※別表C(1)で自動計算

営利目的での転載その他の使用は禁止します 法人内部での検討等に用いる場合はこの限りではありません。理事会等に積極的にご活用下さい。

# 移行認定（実践編①） 一事業の公益性

「公益目的事業」の定義(公益法人認定法第2条第4号)

- A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、
- B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

Aについて

個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討。

- 公益法人認定法 別表(第二条関係)
- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
  - 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
  - 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
  - .....
  - 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
  - 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

Bについて

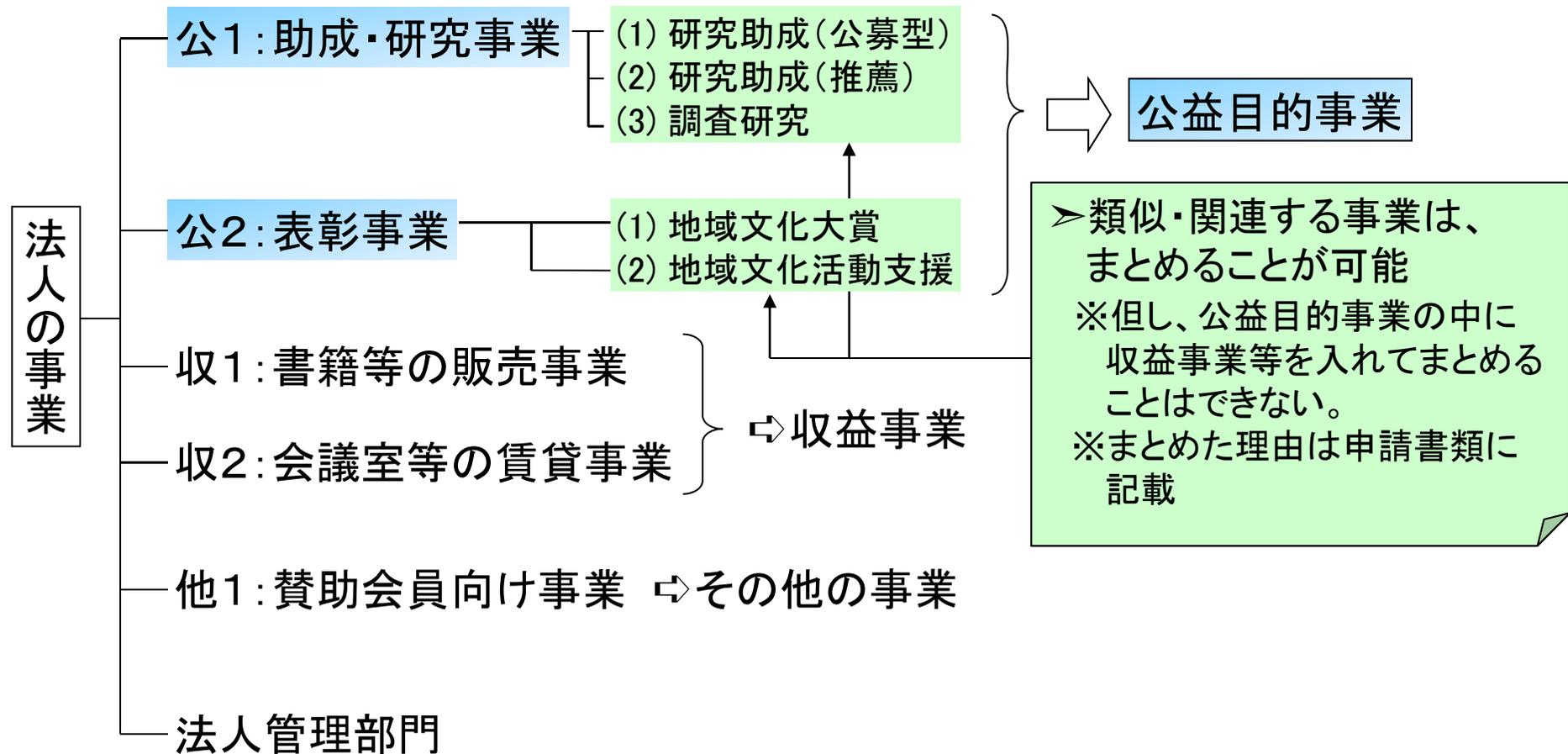
個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になってないかどうかの観点からチェックポイントに沿って検討。

※事実認定に当たって留意すべき点であり、これらを勘案して委員会で審議の上、判断することとなる。

事業区分	チェックポイント
検査検定	...
研究開発	...
表彰	...
展示	...
施設貸与	...
...	...

検査 検定	○不特定多数の利益増進への寄与を明示?
	○検査検定の基準を公表?
	...

○公益目的事業の立て方(例)



## ○個々の公益目的事業の該当性判断について

## 【例:FAQに掲載している主な事項(問Ⅹ参照)】

- 調査報告書、学会誌の発行
- 施設の貸与
- 特定地域に限定された事業、特定の学校の在校生への奨学金
- 医療事業 など

◆ポイントは、「その事業を行うことによって、誰にどんな利益を生んでいるか」

☞ 目的(ベクトル=事業目的は何か?)

☞ 手段(不特定多数の利益になるか?)

◆チェックポイントは「留意点」であり「基準」ではない。

## ○公益目的事業のチェックポイント(抄)

## (13) 助成(応募型)

・・・公益目的事業としての「助成(応募型)」は、原則として財産価値あるものの無償提供である。また、その事業の流れは、助成の対象となるべき事業・者の設定及び対象者の選考の二段階である。

したがって、この二段階で、公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。

- ①当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ②応募の機会が、一般に開かれているか。
- ③助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)
- ④専門家など選考に適切な者が関与しているか。
- ⑤助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)
- ⑥(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。

## ◆別紙2の記載例の抜粋(その1)

(1) 公益目的事業について(事業単位ごとに作成してください。)

事業 番号	事業の内容	公益目的 事業比率	
公1	社会と文化に関する国際的、学際的な研究を振興するための助成および研究	57.7	%

〔1〕事業の概要について(注1)

(1)趣旨(目的)・まとめた理由

…研究の助成および調査研究を通じ、…の振興をめざす。①～③の事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

(2)事業

①研究助成(公募)

【助成内容】〇〇研究について、必要資金の…を助成(1件〇万円以内、〇件予定)

【応募方法】毎年1回、ホームページへの掲載により公募

【選考方法】…選考委員会(注1)に諮り、…助成先及び助成額を決定

(注1)選考委員:理事会で選任。任期2年(再任可)。現委員の名簿は別添。

②研究助成(推薦)…

③調査研究(自主事業)…

事業の概要を記載

(3)財源等

いずれも基本財産運用益…を財源とする。また、〇〇助成については…

(4)業務委託

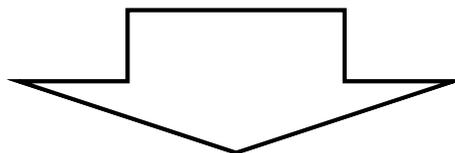
③調査研究に関して、…を株式会社〇〇に委託する。

## ◆別紙2の記載例の抜粋(その2)

## 〔2〕事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第○条第○項第○号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
1	本事業は、人文科学、社会科学における国際的・学際的研究の深化と発展のために、研究助成、調査研究を実施するものであって、新進の研究者等優れた人材を育成し、同時に調査研究の成果を広く社会一般に公表することにより公益に寄与するので、「学術の振興を目的とする事業」に該当すると考える。
2	本事業は…
15	本事業は…

「A」(別表該当性)について記載



◆別紙2の記載例の抜粋(その3)

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2。))	
チェックポイント 事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに則して記載してください。)
(13)助成(応募型) 区分ごとのチェック ポイント 1. ... 2. ... 3. ... 4. ... 5. ... 6. ...	<p>&lt;①研究助成(公募)&gt;</p> <p>1. 定款に...を明記し、目的をホームページで公表している。 2. ホームページへの掲載の方法で公募している。 3. ...直接の利害関係者は採択から排除している(別添選考 規程参照)。 4. 選考委員は〇〇の有識者を選任している。 5. 助成した対象者及び内容は、ホームページへの掲載の方法 で公表している。 6. 助成期間中に中間報告を求め、助成終了後には成果報告 を提出させている。</p> <p>その他説明事項 ...</p>
(18)上記の事業区 分に該当しない場合	<p>&lt;②研究助成(推薦)&gt;...</p> <p>その他説明事項 ...</p>
(6)調査、資料収集	<p>&lt;③調査研究(自主事業)&gt;...</p> <p>その他説明事項 ...</p>

「B」(不特定多数)  
について記載



「申請書類の記載例」(別紙2)もご参照下さい(HPに掲載)

# 移行認定（実践編②） —別表Gの作成

○別表G ⇨ ①損益計算ベース(費用ベース)かつ②事業別に区分経理した収支予算書

	公1	公2	公共通	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
...				
...				
...				
経常収益計	○○	△△	◇◇	○○
(2) 経常費用				
事業費				
...				
...				
管理費				
...				
経常費用計	●●	▲▲	◆◆	●●
2. 経常外増減の部				
...				

②事業ごとに収益、費用を計上

収益について

➤どの事業、どの目的に対応するものかに従って、公1、公2・・・と計上

- ☞①基本財産・特定資産の運用益
- ②会費、賛助会費
- ③寄附金、協賛金      ④事業収益

費用について

- 事業費※1:公1、公2・・・の各事業に計上
- 管理費※2:法人会計に計上

※1:当該事業の目的のために要する費用  
 ※2:事業を管理するために経常的に要する費用

➤各事業に共通して発生する経費  
 :適正な基準で公1、公2・・・と配賦可能

- ☞事務所の賃借料:使用割合(面積比)
- ☞理事の報酬:当該理事の従事割合 など

①現金ベースの予算書の場合  
 ⇨費用ベースに作り替え

<費用計上すべき科目の例>

- \* 退職給付費用
- \* 固定資産減価償却費

<費用計上できない科目の例>

- \* 固定資産取得支出
- \* 貸付や借入金返済に伴う支出

# 移行認定(実践編②)

# 別表Gの作り方(その2)

◆別表G・経常収益の部の抜粋 ※水色部分入力→関連部分自動計算 (便宜、千円単位で表示)

科目	公益目的事業会計				収益事業等会計					法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	収2	他1	共通	小計		
基本財産運用益			22,940	22,940						1,260	24,200
基本財産受取利息			2,940	2,940						1,260	4,200
基本財産受取配当金			20,000	20,000							20,000
特定資産運用益	450			450							450
特定資産受取利息	450			450							450
受取会費			3,750	3,750			3,750		3,750		7,500
賛助会員受取会費			3,750	3,750			3,750		3,750		7,500
事業収益		500		500	1,150	3,700	2,200		7,050		7,550
講演会事業収益		500		500							500
販売事業収益					1,150				1,150		1,150
会議室使用料						3,700			3,700		3,700
例会事業収益							2,200		2,200		2,200
受取寄附金	16,125	12,000	20,000	48,125						20,000	68,125
受取寄附金振替額	16,125			16,125						0	16,125
受取寄附金			20,000	20,000						0	40,000
地域文化大賞協賛金		12,000		12,000							12,000
雑収益											2
受取利息											2
経常収益計										260	107,827

**【①運用益】**  
 目的の定めに従って元本を区分し、運用益(利息・配当金)を計上

**【④事業収益】**  
 対応する事業に直接計上

**【③寄付金・協賛金】** 原則、公益に計上。  
 受入時の用途の定めがある場合、それに従い配賦・計上

**【②会費、賛助会費】**  
 財団の賛助会費は、公益に計上  
 徴収時の用途の定めがある場合、それに従い配賦・計上  
 社団の場合は、用途の定めなき会費の50%は公益に配賦・計上

寄付金、事業収益:公益目的事業のみを実施する場合、合理的範囲で法人会計に配賦可能

➡「申請書類の記載例」(別表G収益の部)もご参照下さい(HPに掲載)

営利目的での転載その他の使用は禁止します 法人内部での検討等に用いる場合はこの限りではありません。理事会等に積極的にご活用下さい。

◆別表G・経常費用の部・事業費の抜粋

(便宜、千円単位で表示)

科目	公益目的事業会計				収益事業等会計					法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	収2	他1	共通	小計		
事業費	60,569	10,500	2,229	73,298	1,230	1,104	5,767		8,101		81,399
※ 役員報酬	2,300										3,168
※ 給料手当	22,000										30,800
※ 退職給付費用	400										648
※ 福利厚生費											252
旅費交通費	700										1,400
印刷製本費	500										1,500
※ 通信運搬費	400										657
※ 減価償却費											133
※ 消耗什器備品費	300										511
※ 消耗品費			420	420		70	70		70		560
※ 賃借料	300	300	1,620	2,220	360	540			900	1,080	3,120
諸謝金	700	200		960			120		120		1,080
支払助成金											32,500
委託費											1,100
選考費用											2,170
例会開催費							1,800		1,800		1,800

<事業費の計上例:賃借料>

①事務所(200㎡)を年360万円で賃借  
 >例えば、賃借料を以下のように使用割合(面積比)で配賦



- 公共通 : 45% (162万円)
- 収1 : 10% (36万円)
- 収2 : 15% (54万円)
- 法人会計 : 30% (108万円)

②上記の他、以下が公1、公2に直接計上  
 >公1事業のためホテル借受(選考会場): 30万円  
 >公2事業のためホテル借受(表彰会場): 30万円

ここではなく、  
管理費に記載

「※」は各事業に配賦して計上している科目(☞次頁参照)



「申請書類の記載例」(別表G費用の部)もご参照下さい(HPに掲載)

営利目的での転載その他の使用は禁止します 法人内部での検討等に用いる場合はこの限りではありません。理事会等に積極的にご活用下さい。

◆別表G・経常費用の部・管理費の抜粋

(便宜、千円単位で表示)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計					法人 会計	合計	
	公1	公2	共通	小計	収1	収2	他1	共通	小計			
管理費											21,606	21,606
※ 役員報酬											4,032	4,032
※ 給料手当											9,200	9,200
※ 退職給付費用											252	252
※ 福利厚生費											63	63
会議費											3,000	3,000
旅費交通費											1,000	1,000
印刷製本費											100	100
※ 通信運搬費											243	243
※ 減価償却費											57	57
※ 消耗什器備品費											189	189
※ 消耗品費											140	140
※ 賃借料											1,080	1,080
委託費											120	120
雑費											2,130	2,130
経常費用計	60,569	10,500	2,229	73,298	1,230	1,104	5,767	0	8,101	21,606	103,005	
...												
当期経常増減額	△ 43,994	2,000	44,463	2,469	△ 80	2,596	183	0	2,699	△ 346	4,822	

**費用の配賦について**

➤各事業に共通して発生する経費は、適正な基準で配賦可能

☞以下の配賦基準を参考に  
(公益認定等ガイドライン I-7-(1)-②)

配賦基準	適用される費用科目
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等

※上記の他、経常外増減の部、指定正味財産増減の部も記載

 「申請書類の記載例」(別表G費用の部)もご参照下さい(HPに掲載)

営利目的での転載その他の使用は禁止します 法人内部での検討等に用いる場合はこの限りではありません。理事会等に積極的にご活用下さい。

# 移行認定（実践編③）

## 一 収支相償・公益目的事業比率

# 移行認定(実践編③)

# 収支相償について(50%繰入の場合)

○収支相償 ➤ 経常収益と経常費用を比較 ⇨ 第一段階(事業単位)と第二段階(全体)で判断

別表Aに記載

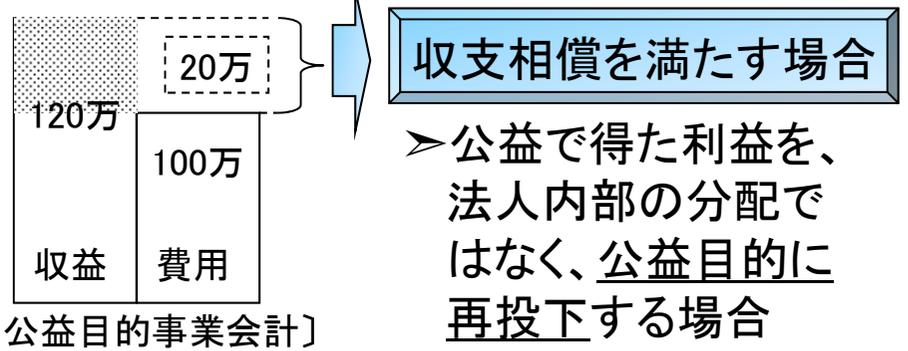
科目	公益目的事業会計			収益事業等会計 収等共通
	公1	...	共通	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
...				
経常収益計	○○		◇◇	□□
(2) 経常費用				
事業費				
...				
管理費			(*)	
...				
経常費用計	●●		◆◆	■■
2. 経常外増減の部				
他会計振替額			▽▽	▼▼
...				

第一段階: [○○]と[●●]を比較

第二段階: [□□]+[▽▽(\*)]と [■■]を比較

(\*) 収益事業等からの利益の繰入額  
⇨ 収益事業、その他の事業で黒字がある場合は、その50%以上を公益に繰入

## プラスの場合について



【第一段階・第二段階共通】  
◎ 特定費用準備資金(\*)の積立  
ex. 将来の公益目的事業の拡大

【第二段階のみ】  
◆ 資産の取得・改良の資金(\*)の積立  
ex. 公益目的に使用する建物の修繕積立金  
◆ 当期の公益目的保有財産(\*)の取得  
ex. 公益目的に使用する什器備品の購入  
◆ 個別事情に応じた判断

(\*) : 別表C(2)等に記載、反映

➡ 「申請書類の記載例」(別表A、G)もご参照下さい(HPに掲載)

営利目的での転載その他の使用は禁止します 法人内部での検討等に用いる場合はこの限りではありません。理事会等に積極的にご活用下さい。

○公益目的事業比率 ➤ 経常費用中の[公益]／[全体]の比率で判断 ⇨ 別表Bに記載

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	合計
	...	小計	...	小計		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
...						
(2) 経常費用						
事業費						
...						
管理費						
...						
経常費用計		●●	▲▲	■	◆◆	
2. 経常外増減の部						
...						

50%を下回る場合について

➤ 公益目的事業比率は、法人の活動を費用で換算するもの

必要に応じ、以下の「みなし費用」(\*)を、調整額として、分子・分母に算入可能

(\*)：費用として計上されないが、公益を発信していると思われることが可能なもの

- ① 土地の使用に係る費用額  
⇨ 自己所有地の賃料相当額を費用擬制
- ② 融資に係る費用額  
⇨ 無利子・低利融資を行う場合、市場金利との差額を費用擬制
- ③ 無償の役務提供に係る費用額  
⇨ ボランティアの人件費を費用擬制
- ④ 特定費用準備資金への積立額

※：①②③は、それぞれ別表B(2)(3)(4)に記載  
※：④は、収支相償の剰余金の説明にも可

公益目的事業比率 ⇨ 50%以上

$$= \frac{[\text{公益目的事業の費用}]}{[\text{経常費用の合計}]}$$

$$= \frac{[\bullet\bullet]}{[\blacklozenge\blacklozenge]} \quad (\text{調整額あり} \dots \text{右図参照})$$

➡ 「申請書類の記載例」(別表B、G)もご参照下さい(HPに掲載)

# 移行認定（実践編④）

## －別表C(2)の作成

### ・控除対象財産

○貸借対照表、財産目録に基づき、用途の決まっている財産を洗い出し ⇨ 控除対象財産

【貸借対照表(予算書期末時点)】

I 資産	II 負債
流動資産…	流動負債…
固定資産	固定負債…
(1)基本財産	III 正味財産
…	指定正味財産
(2)特定資産	…
…	一般正味財産
(3)その他	…
固定資産…	

※基本財産  
定款で定められた資産  
※特定資産  
特定の目的のために用途等に制約を課した資産

➢2号財産:公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

➢6号財産:交付者の定めた用途に充てるために保有している資金

科目		用途、保有目的
流動資産(現金、預金)		用途の定めなし
固定資産		
基本財産	定期預金	70%:公益のため 30%:管理費のため
	投資有価証券(国債)	70%:公益のため 30%:管理費のため
	投資有価証券(株式)	公益のため
特定資産	〇〇ビル取得積立資金	50%:公益に充当 50%:公益以外に充当
	××事業積立資金	×周年事業のため(公2事業の一環)
	△△助成積立資産	公1事業のため …寄附者の用途
固定その他資産	建物付属設備	45%:公益のため 55%:収益等のため
	ソフトウェア	収益等のため
	…	
	投資有価証券	用途の定めなし
<正味財産>		
指定正味財産(特定資産に充当)	△△積立資産 ※再掲	
一般正味財産		

公益目的保有財産

2号財産

資産取得資金

特定費用準備資金

6号財産

用途の定めなし  
…遊休財産

○貸借対照表、財産目録から洗い出した控除対象財産を、別表C(2)に記入

(便宜、千円単位で表示)

1. 公益目的保有財産(公益目的事業の用に供するため保有している財産)

番号	財産の名称	...	事業番号	財産の使用状況	帳簿価額		...	共用財産
					期首	期末		共用割合
1	基本財産 定期預金		公1,2	運用益を公益目的事業の財 源として使用している	140,000	140,000		2-1 70%
2	基本財産 投資有価証券(国債)		公1,2	運用益を公益目的事業の財 源として使用している	280,000	280,000		2-2 70%
3	基本財産 投資有価証券(株式)		公1,2	運用益を公益目的事業の財 源として使用している	1,000,000	1,000,000		
4	その他固定資産 建物付属設備		公1,2	公益目的事業の用に供して いる	594	540		2-3 45%

2. 公益目的事業に必要な収益事業その他の業務又は活動の用に供する財産

1	基本財産 定期預金		管	運用益を管理費の財源とし て使用している	60,000	60,000		1-1 30%
2	基本財産 投資有価証券(国債)		管	運用益を管理費の財源とし て使用している	120,000	120,000		1-2 30%
3	その他固定資産 建物付属設備		管 収1,2	管理運営及び収益事業の用 に供している	726	660		1-4 55%
4	その他固定資産 ソフトウェア		管	管理運営の用に供している	50	41		

☞ 1と2で共用している財産：：別表C(3)に詳細を記入

○控除対象財産を別表C(2)に記入

(便宜、千円単位で表示)

3. 資産取得資金  詳細を別表C(4)に記入  
(公益のみ)

番号	財産の名称	事業番号	財産の使用状況	帳簿価額		...	共用財産
				期首	期末		共用割合
1	〇〇ビル(仮称)取得積立資金	公1,2	〇〇ビルを区分所有するための資金	63,000	66,000		50%

(公益以外)

1	〇〇ビル(仮称)取得積立資金	収1,2、他1、管	〇〇ビルを区分所有するための資金	63,000	66,000		50%
---	----------------	-----------	------------------	--------	--------	--	-----

4. 特定費用準備資金  詳細を別表C(5)に記入

1	××事業積立資金	公2	第2回××記念式典の開催	0	2,000		
---	----------	----	--------------	---	-------	--	--

6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金

1	△△助成積立資産	公1	△△調査研究に対する助成	151,570	145,445		
---	----------	----	--------------	---------	---------	--	--

  
 「申請書類の記載例」(別表C)も「参照下さい」  
 (HPに掲載)

◆控除対象財産の合計額 ⇨ 自動計算され、別表C(1)に転記

◆別表C(1): ①資産、負債等の額を入力 ⇨ 遊休財産額を自動計算

②公益目的事業費等を入力 ⇨ 遊休財産規制の適否を自動判定

営利目的での転載その他の使用は禁止します 法人内部での検討等に用いる場合はこの限りではありません。理事会等に積極的にご活用下さい。

# 移行認定（実践編⑤） —その他の認定基準等

## その他の主な公益認定基準(認定法5条)

👉ポイント:「誰にどんな利益を生もうとしているか」

○法人関係者や営利企業等に特別の利益を与えないこと

👉特定の関係者に社会通念上不相応な利益を生む構造になっていないか

○同一親族・同一団体関係役員がそれぞれ総役員数の3分の1を超えないこと

👉法人運営が特定の者の利益に左右されるおそれはないか

○役員報酬が不当に高額とならないような支給基準を定めていること

👉実質的な剰余金分配を行っていないか

など

## その他の申請関連事項

○欠格事由(認定法6条)

➢理事・監事・評議員に暴力団員等一定の事由に該当する者はいないか

➢国税・地方税の滞納処分が終了してから3年を経過しない法人でないか 等

○申請先行政庁(認定法3条)

➢事務所の設置(登記)、公益目的事業の実施範囲(定款での定め)

# 移行認可編①

## ー公益目的支出計画その1

～決められた額に達するまで公益的な事業等で赤字を出し続ける～

## 公益目的支出計画について

### 【従来の公益法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する場合】

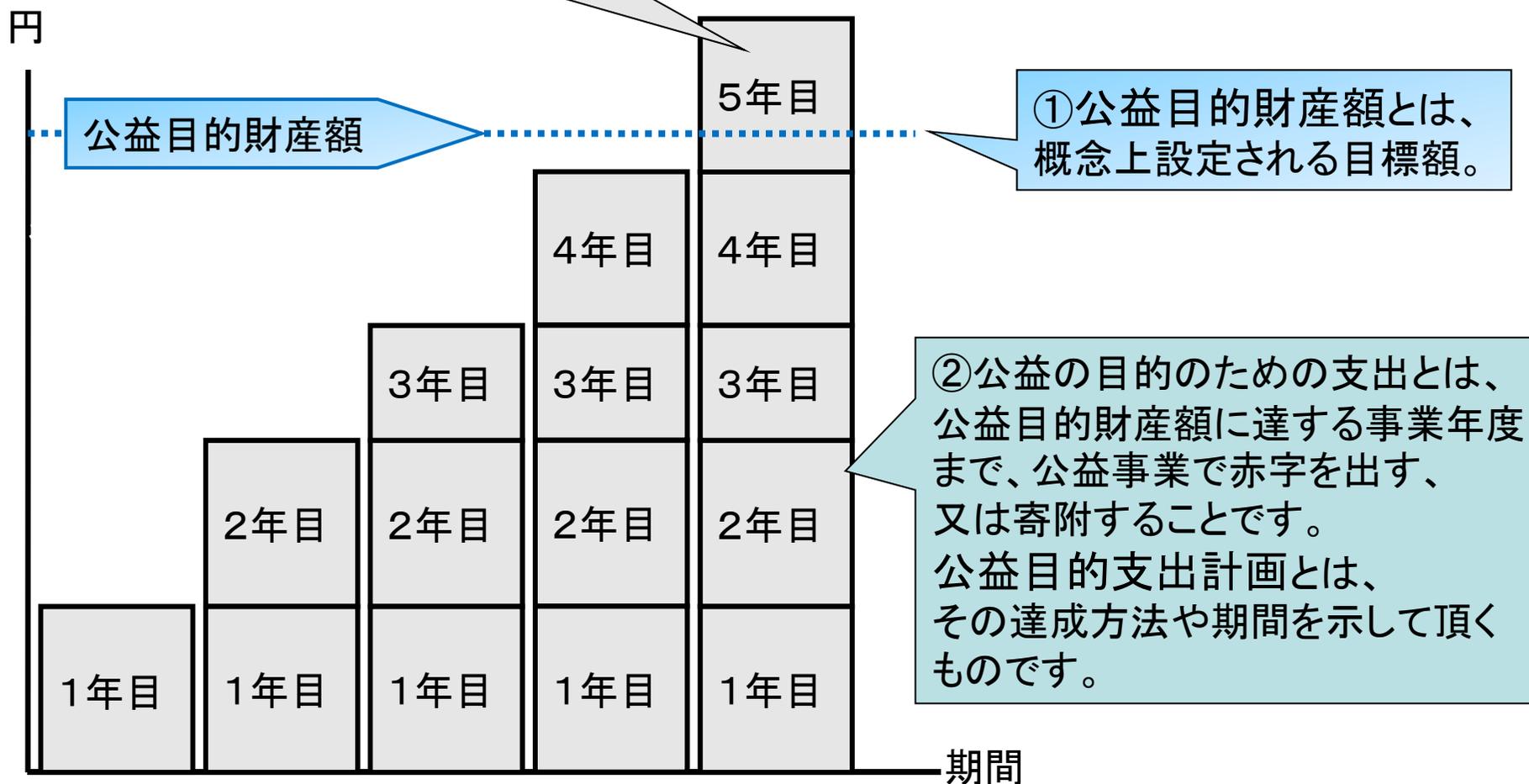
これまで公益法人として寄附や税制優遇等を受けて形成してきた財産が、事業内容や残余財産の帰属が法人自治に委ねられる一般法人に移行することにより無制限に公益以外に費消されることは適当ではない

- 純資産が残っている法人は「公益目的支出計画」を作成（行政庁の認可が必要）
- 公益目的財産額に相当する金額まで、公益を目的とする支出（公益に関する事業や他の公益法人、社会福祉法人、国・地方公共団体等への寄附）を実施

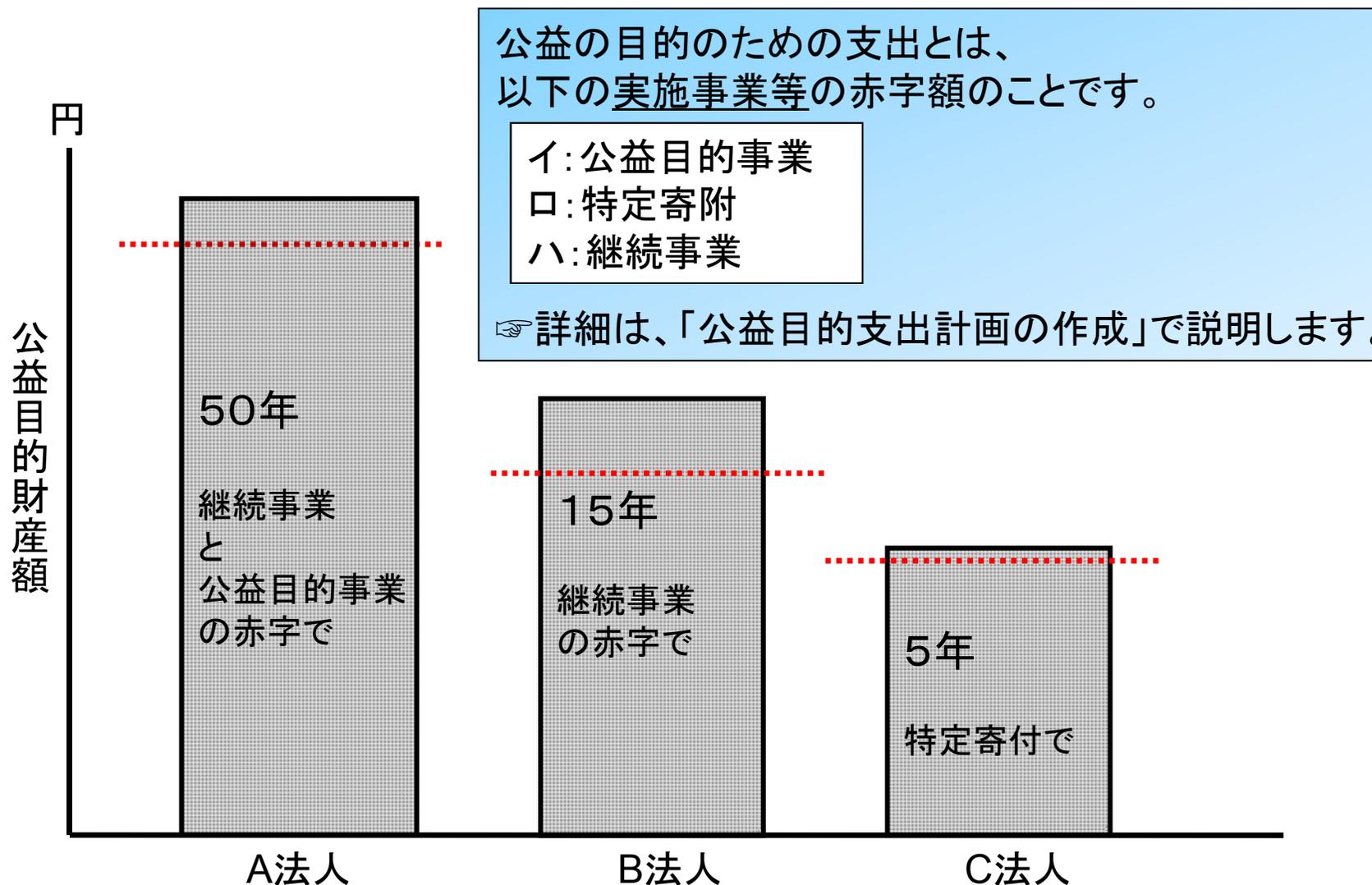
（注）「公益目的支出計画」は土地の売却等により法人の財産そのものを処分していくものではなく、数字上の概念であることに注意

～決められた額に達するまで公益的な事業等で赤字を出し続ける～

赤字額の累積が目標達成した  
この事業年度をもって計画終了です。



各法人の資産規模で公益目的財産額が、  
事業規模や事業内容で達成の方法や期間が異なります。



◆ステップ1 あなたの法人の公益目的財産額を算定しましょう。

【別紙2:公益目的財産額】  
2. 公益目的財産額

ほとんどの法人は、  
i + ii が「公益目的財産額」  
になります。

1. 算定日		
2. 公益目的財産額 ( i + ii - iii - iv )		円
i 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額 ※申請書に添付した貸借対照表の純資産の部に計上すべき額を記載してください。		円
ii 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額 …規則第14条第1項1・2号 ※別表A(1)の(時価－帳簿価額)の額を記載してください。		円
iii 基金の額…規則第14条第1項3号 ※別表A(4)の額を記載してください(特例社団法人のみ対象です)。		円
iv その他支出又は保全が義務づけられているものの額 …規則第14条第1項4号 ※別表A(4)の額を記載してください。		円

はじめに、i の概略  
を説明します。

i 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額

貸借対照表  
平成×年3月31日現在

【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	〇〇	流動負債	〇〇
		固定負債	〇〇
		【正味財産の部】	
		指定正味財産	〇〇
		一般正味財産	〇〇
固定資産	〇〇	<b>正味財産合計</b>	<b>120,000,000</b>
		負債及び正味財産合計	〇〇

資産から負債を引いた、この額です。

**ただし！**

貸借対照表  
平成×年3月31日現在

<p>I 資産の部</p> <p>流動資産</p> <p>貸倒引当金           △△</p> <p>固定資産</p>	<p>II 負債の部</p> <p>流動負債</p> <p>固定負債</p> <p>  長期借入金</p> <p>  退職給付引当金</p> <p>  <b>運営資金引当金 3千万</b></p> <p>  <b>建物取得準備金 5千万</b></p> <p>指定正味財産</p> <p>一般正味財産</p> <p>正味財産合計   1億2千万円</p> <p>負債及び正味財産合計</p>
---	---

(注)負債性引当金は、次の①～④すべてに該当するものです。

- ①将来の費用又は損失である
- ②その費用又は損失の発生が当期以前の事象に起因する
- ③その費用又は損失の発生の可能性が高い
- ④その費用又は損失の金額を合理的に見積もることができる

このような、公益法人会計では、“負債とは認められないもの”がありませんか？

これらは、正味財産額に加算します。(貸借対照表の修正は不要です)

【別紙2:公益目的財産額】

2. 公益目的財産額

前ページの「運営資金引当金」のように、負債と認められないものがある場合は、  
 1億2千万+8千万=2億円  
 になります。

1. 算定日		
2. 公益目的財産額 ( i + ii - iii - iv )		円
i 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額 ※申請書に添付した貸借対照表の純資産の部に計上すべき額を記載してください。	120,000,000	円
ii 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額 …規則第14条第1項1・2号 ※別表A(1)の(時価-帳簿価額)の額を記載してください。		
iii 基金の額…規則第14条第1項3号 ※別表A(4)の額を記載してください(特例社団法人のみ対象です)。		円
iv その他支出又は保全が義務づけられているものの額 …規則第14条第1項4号 ※別表A(4)の額を記載してください。		円

引当金については、明細を記載していただく様式があります。

引当金の明細を記載していただく様式(抜粋)

別表A(3)[公益目的財産額の算定]

【引当金の明細】(1) 実施事業等に係るもの

公益目的支出計画を作成する必要がある場合のみ作成してください。

事業番号は、別紙3に記載した事業番号を記載してください。

番号	引当金の名称	帳簿価額	目的	事業番号
	計上額の算定根拠			
1	退職給付引当金	〇〇 円	職員の退職給付に備えるため	継1 継2
	平成×-1事業年度の末日における退職給付債務の見込額を簡便法に基づき計上している。その他の事業及び法人の管理運営業務にも関連した引当金である。			
2	貸倒引当金	〇〇 円		継1
	平成〇年事業年度の末日における債権について法人税法の規定に基づく繰入率により回収不能見込み額を計上			
3	運営資金引当金	30,000,000 円	将来の事業費にあてるための積立金	継2
	将来、〇〇収入の減少した時に事業費とする。			
4	建物取得積立金	50,000,000 円	将来建物を購入にあてるための積立金	公1・継1
	購入時期等、詳細は未定。			



負債性引当金とは認められないので、記載不要です。

# 移行認可編②

## ー公益目的支出計画その2

【別紙2:公益目的財産額】

2. 公益目的財産額

1. 算定日	××年3月31日	
2. 公益目的財産額 (i + ii - iii - iv)		円
i 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額 ※申請書に添付した貸借対照表の純資産の部に計上すべき額を記載してください。	120,000,000	円
ii 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額 …規則第14条第1項1・2号 ※別表A(1)の(時価－帳簿価額)の額を記載してください。	次に、iiの概略を説明します。	
iii 基金の額…規則第14条第1項3号 ※別表A(4)の額を記載してください(特例社団法人のみ対象です)。		円
iv その他支出又は保全が義務づけられているものの額 …規則第14条第1項4号 ※別表A(4)の額を記載してください。		円

財産目録（平成×年3月31日現在）

I 資産の部
流動資産
現金
:
<u>〇〇社債</u>
固定資産
基本財産
<u>土地</u>
<u>〇〇社株式</u>
特定資産
退職給付引当資産
<u>第〇回利付国債</u>
運営資金引当資産
<u>〇〇公社債</u>
その他固定資産
建物
構築物
什器備品
:
<u>借地権</u>
<u>電話加入権</u>
保証金
<u>関連会社株式</u>

よくある時価評価資産		主な時価評価方法(例)	
土地関係	土地	課税評価額、不動産鑑定	
	借地権	国税の評価方法、不動産鑑定	
有価証券関係	国債	証券会社の評価額	
	公社債	//	
	株式	上場株式	//
		未上場	純資産÷株数×保有株数
	施設利用権	市場があればその価格	
	・リゾートクラブ ・ゴルフ会員権	売買実例	
市場価格がないため簿価			
その他	電話加入権	国税の相続税評価 (1回線 2千円前後)	

別表A(1) 時価評価資産の明細等(抜粋)

時価から簿価を引いた額が ii

番号	時価評価資産の名称	帳簿価額	時 価	時価の算定方法
(土地 <sup>注</sup> 又は土地の上に存する権利…規則14条1項1号イ)				
イ1	土地(〇〇市××1-1-1ほか〇筆)	×× 円	×× 円	固定資産税評価額を使用
イ2	〇〇権 (〇〇市××1-2-3)	×× 円	×× 円	不動産鑑定評価額を使用
(有価証券…規則14条1項1号ロ)				
ロ1	第〇〇回 利付国債 (額面100,000,000円)	×× 円	×× 円	満期保有目的の債券(別添の〇〇証券の評価額を時価とする。)
ロ2	××会社 (10,000株)	×× 円	×× 円	関連会社株式(市場価格がないため、直近の売買実例を時価とする。)
ロ3	△△会社 (10,000株)	×× 円	×× 円	その他有価証券のうち市場価格のあるもの(別添の〇〇証券の評価額を時価とする)
ロ4	□□会社 (20,000株)	×× 円	×× 円	その他有価証券のうち市場価格のないもの(実質価額法による価額を時価とする)
ロ5	▼▼会社社債 (額面1,000,000円)	×× 円	×× 円	満期保有目的の債券(市場価格がなく、償却原価法を採用しているため、帳簿価額を時価とする)

【別紙2:公益目的財産額】

2. 公益目的財産額

プラスであれば  
公益目的財産額**増**  
マイナスであれば  
公益目的財産額**減**

1. 算定日	××年3月31日	
2. 公益目的財産額 ( i + ii - iii - iv )	120,000,000+〇〇	円
i 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額 ※申請書に添付した貸借対照表の純資産の部に計上すべき額を記載してください。	120,000,000	円
ii 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額 …規則第14条第1項1・2号 ※別表A(1)の(時価-帳簿価額)の額を記載してください。		
iii 基金の額…規則第14条第1項3号 ※別表A(4)の額を記載してください(特例社団法人のみ対象です)。		
iv その他支出又は保全が義務づけられているものの額 …規則第14条第1項4号 ※別表A(4)の額を記載してください。		円

プラス額または  
マイナス額を  
そのまま記載

なお、社団法人の「基金」や、「その他支出又は保全が義務づけられているもの」があれば、公益目的財産額からマイナスします。

これで、公益目的財産額が確定となりました。

## ◆ステップ2 あなたの法人の公益目的支出計画を作成しましょう。

### ●公益目的支出計画に記載できる実施事業等

#### イ、公益目的事業

- ・新規に行う認定法の基準を満たしている赤字事業

#### ロ、特定寄附

##### 【特定寄附の相手方】

- ・認定法第5条第17号に該当する団体(※)、国・地方公共団体(※)類似の事業を目的としている公益法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等

#### ハ、継続事業

- ・従前から行って、主務官庁が公益的な活動と認める赤字事業

※特別の利益を与えることとなる事業又は寄附は認められません。

(認定法と同様の考え方)

## ● 実施事業収入の額とは

### ① 実施事業の対価収益

貸館利用料、セミナー参加料など

### ② 使途が実施事業に特定されている収益

使途が実施事業に限定されている寄附金の元本や運用益など

### ③ 法人自身が実施事業収入とするルールを定めた収益

会費の全額を実施事業に使用する旨を会費規程等で規定している

寄附金に使途限定がないが、法人内で実施事業に使用すると決めていたものなど

より低廉な料金に見直すことで、赤字額の拡大も可能

使途の限定がなければ実施事業収入にはならない

ルールの見直しも可能

## ● 実施事業支出の額とは

実施事業の目的のために要する費用（認定法と同様の考え方）

【事業費に含むことができる例】

- ・事業部門管理者の人件費
- ・事務所賃借料
- ・光熱費
- ・専務理事の理事報酬

以上を踏まえて、仮の損益ベースの収支予算表（別紙E(2)-3表です）を作成してみましょう。

別紙E(2)-3表

科 目	実施事業等会計			その他会計			法人会計	合計
	継1	継2	共通	他1	他2	共通		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
...								
経常収益計	○○	△△	◇◇	□□	○○	△△	◇◇	□□
(2) 経常費用								
事業費								
...								
管理費								
...								
経常費用計	●●	▲▲	◆◆	■■	●●	▲▲	◆◆	■■
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
(2) 経常外費用								
当期一般正味財産増減額	●●	▲▲	◆◆					■■

赤字でない事業は、  
実施事業とする必要が  
ありません！

➤タテで実施事業等の赤字を確認

【収益欄】

別紙E(2)-3表

実施事業資産となっていない場合は、実施事業収入となりません。

科 目	実施事業等会計			その他会計			法人会計	合計
	継1	継2	共通	他1	他2	共通		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益				〇〇	△△		□□	〇〇
特定資産運用益				〇〇	△△		□□	〇〇
受取会費				〇〇	△△	◇◇	□□	〇〇
事業収益	〇〇	△△	◇◇	〇〇	△△	◇◇	□□	〇〇
受取寄付金	〇〇			〇〇	△△	◇◇	□□	〇〇
雑収益				〇〇			□□	〇〇
経常収益計	●●	▲▲	◆◆	●●	▲▲	◆◆	■■	●●

寄附金の使途の指定がある場合は、実施事業収入となります。

実施事業の対価収益は、実施事業収入となります。

【費用欄】

別紙E(2)-3表

科 目	実施事業等会計			その他会計			法人会計	合計
	継1	継2	共通	他1	他2	共通		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(2) 経常費用								
<b>事業費</b>								
給料手当	○○	△△	◇◇	□□	○○	△△		○○
旅費交通費	○○	△△	◇◇	□□	○○	△△		○○
光熱水料費	○○	△△	◇◇	□□	○○	△△		○○
賃借料	○○	△△	◇◇	□□	○○	△△		○○
<b>管理費</b>							□□	○○
役員報酬							□□	○○
給料手当							□□	○○
旅費交通費							□□	○○
光熱水料費							□□	○○
賃借料							□□	○○
<b>経常費用計</b>	●●	▲▲	◆◆	■■	●●	▲▲	■■	●●

実施事業に関わる費用は計上できます。

E(2)-3表が固まれば、個々の数字や詳細を他の書類に反映させ、申請書類はほぼできあがります。

○継続事業の内容記載(C(2)-1)については、

ポイント1 簡潔明瞭な記載

～誰が読んでも理解できる書きぶりを心がけてください。～

ポイント2 申請前、旧主務官庁に相談

～継続事業と認められるかどうか、事前相談をおすすめします。～

➡ 「申請書類の記載例」(移行認可編)もご参照下さい(HPに掲載)

# 機関設計編①

## 一 機関設計のポイント

機関設計 ➡ 「ガバナンス」の基礎（法人法に基づく組織運営・業務の実施など）

1. 役員（理事・監事）、評議員について

➤ 人選に当たっては、法人法等の定めに留意する必要

- ◆ 理事会・評議員会には、理事・監事・評議員「本人」が出席する必要。
- ◆ 監事・評議員はいずれも、理事・使用人との兼務不可。
- ◆ 公益法人を目指す場合、理事・監事の3分の1基準（認定法5条10,11号）に留意等

➤ 一定の者については、移行に際し、改めて選任・選定行為が必要になることも

- ◆ 代表理事・・・理事の互選等による選定。
- ◆ 評議員・・・評議員選定委員会等で「最初の評議員」を選任。等  
 ⇨ 候補者には本人出席義務、各機関の権限・責任を予め伝えておくのが適当。

2. 定款について

➤ 「定款変更の案作成の案内」を参照

➡ 機関設計等について、法人法等に適合させた「定款変更の案」を作成する必要

【参考：各機関の主な権限・責任】

- ◆ 理事(会)・・・業務執行は理事会で決定（ex. 予算の決定、決算の承認）。代表理事の選定等。
  - ◆ 監事・・・・・・理事の職務執行監査。不正行為は社員総会・評議員会に報告
  - ◆ 評議員(会)・・・理事・監事等の選解任。予算・決算の承認 など
- ※ 理事・監事・評議員は、任務を怠って法人に損害を与えた場合、賠償責任を負う。

【一般社団法人の場合】

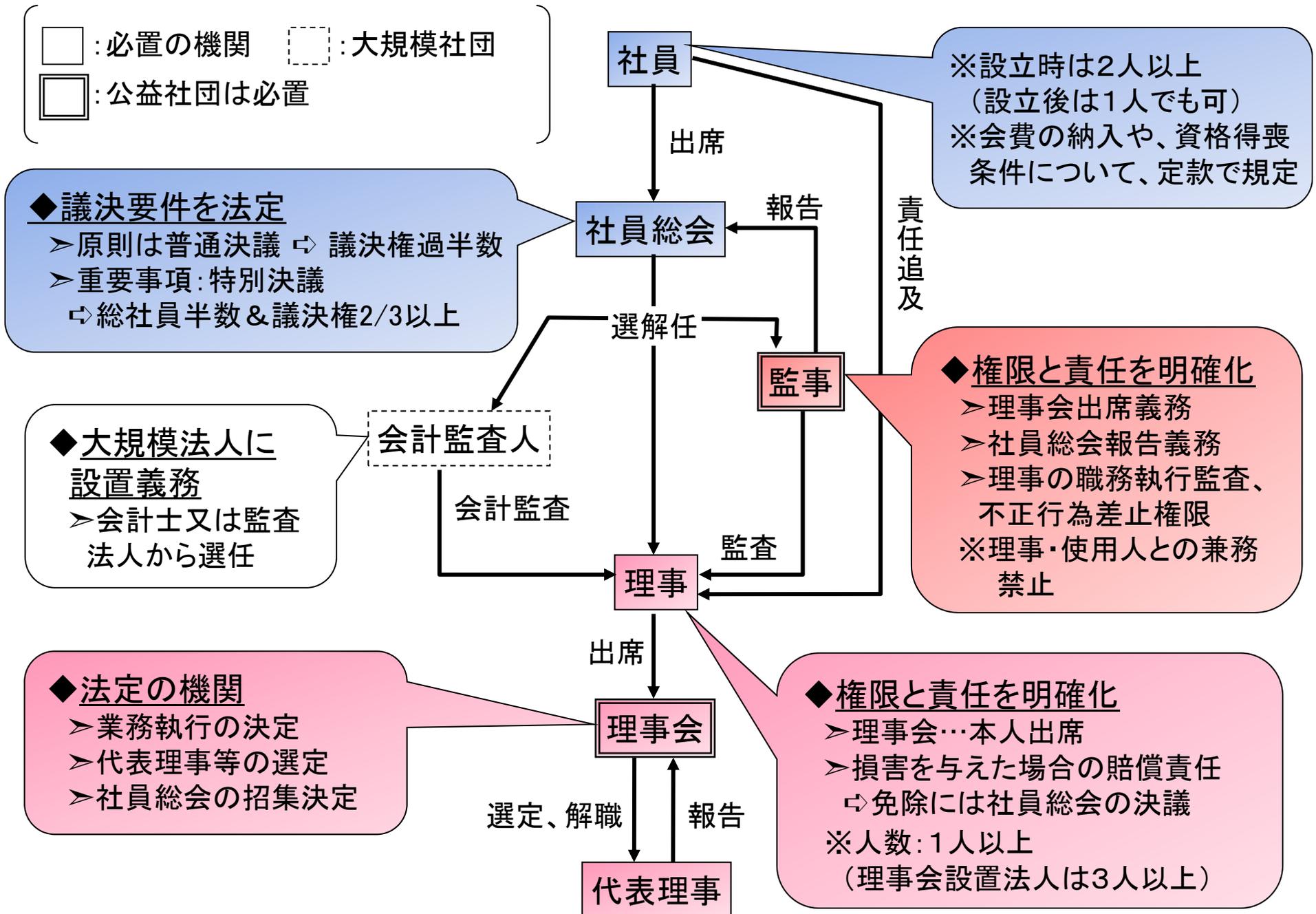
⇒以下の5つの選択肢が可能。公益社団法人は④又は⑤のみ。

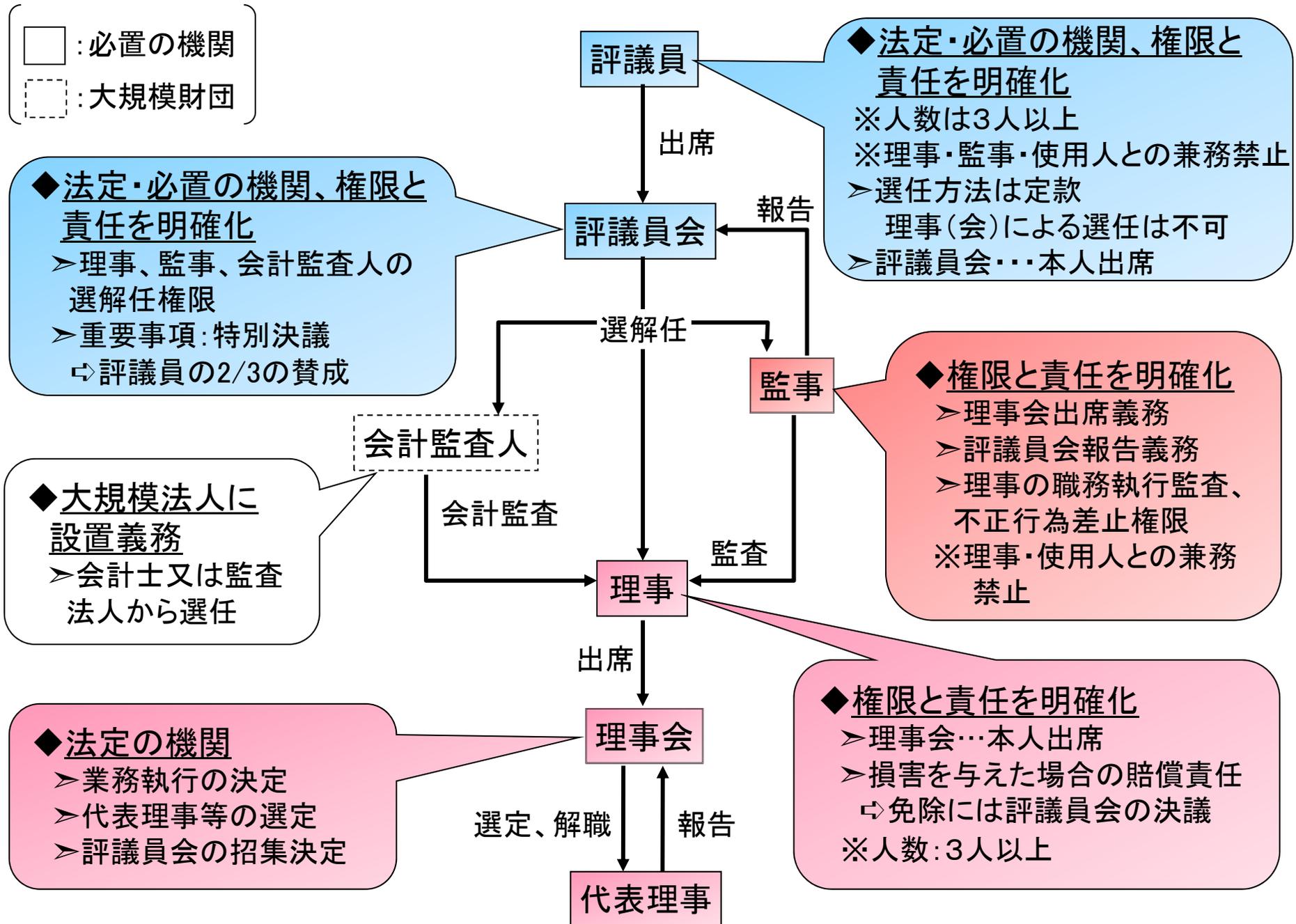
①	社員総会	理事			
②	社員総会	理事		監事	
③	社員総会	理事		監事	会計監査人
④	社員総会	理事	理事会	監事	
⑤	社員総会	理事	理事会	監事	会計監査人

【一般財団法人・公益財団法人の場合】

⇒①か②いずれかの機関設計を選択する必要。

①	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	
②	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	会計監査人





社員総会・評議員会

社団は総社員半数&議決権2/3以上、財団は評議員2/3以上

➤法定事項(主なもの)

社団は議決権過半数、財団は評議員過半数

普通決議	特別決議
<ul style="list-style-type: none"> <li>○理事、会計監査人の選解任</li> <li>○監事の選任</li> <li>○各年度決算に係る計算書類の承認</li> <li>○定款に定めがない場合の残余財産 帰属先の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社員の除名(社団のみ)</li> <li>●監事の解任</li> <li>●理事等の損害賠償責任の免除</li> <li>●定款の変更</li> <li>●事業の全部譲渡</li> <li>●解散(社団のみ)、合併</li> </ul>

➤その他定款で定めた事項 ※事業報告の承認、事業計画・予算の承認、評議員の選解任など

理事会

➤法定事項(主なもの)

- ◇各年度決算に係る計算書類・事業報告の承認
- ◇重要な財産の処分、多額の借財
- ◇代表理事、業務執行理事の選定・解職
- ◇業務執行の決定
- ◇社員総会・評議員会の招集決定

➤その他定款で定めた事項 ※事業計画・予算の承認など

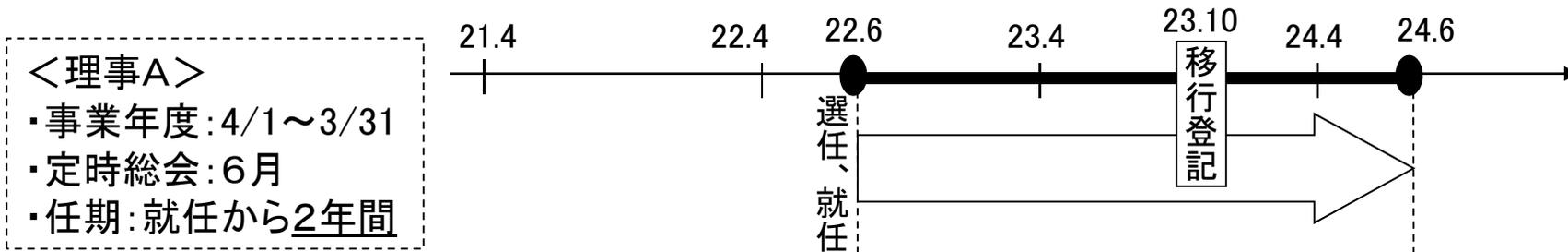
社員総会・評議員会の法定議決事項は、理事会への委任不可

# 機関設計編②

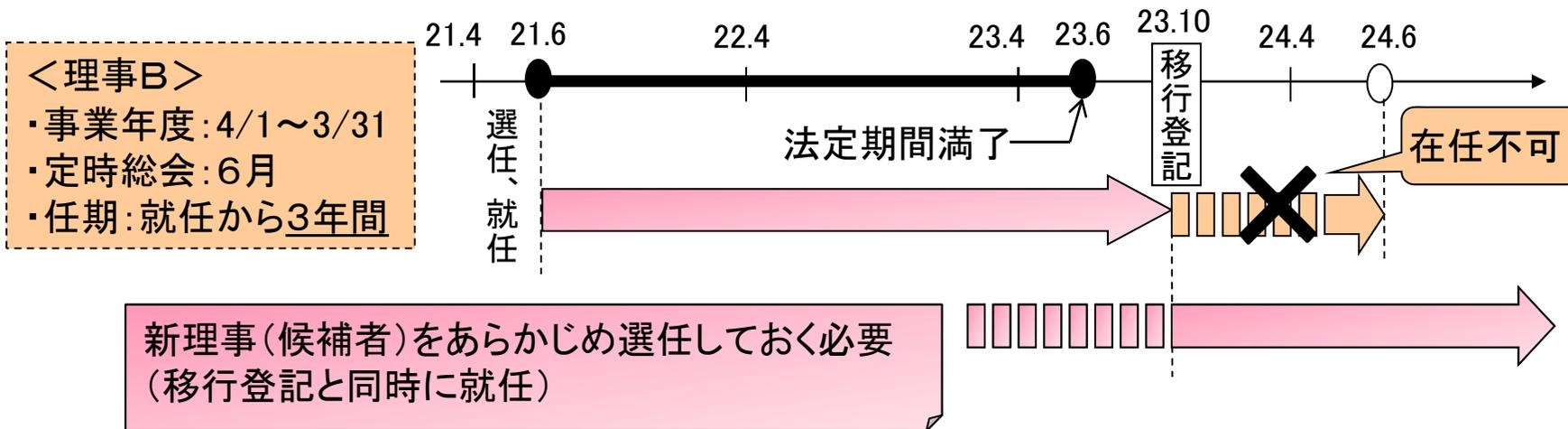
## 一移行に当たっての検討

- ▶ 特例民法法人の役員 ⇨ 新制度に移行すると法人法の任期(※)が適用
  - (※) 理事: 選任後2年以内に終了する最終事業年度に関する社員総会・評議員会の時まで
  - 監事: 選任後4年以内 //

① 通常は、現役員の任期が移行登記をまたいでも、そのまま在任可

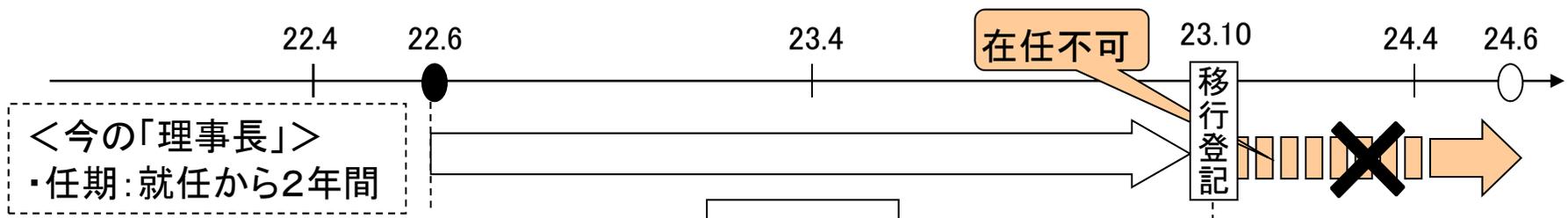


② 法定期間を超過している場合、移行登記の時点で任期が満了



➤ 新制度の代表理事の選定方法は、法人法に規定  
 ⇨ 今までの「理事長」などは、そのまま代表理事として在任することはできない

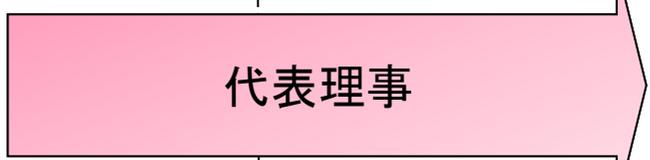
代表理事の選定方法について



代表理事(候補者)をあらかじめ選任しておく必要

- 【移行前に就任する場合】➤①～④いずれかの方法で選任
- ①定款に代表理事の氏名を記載
  - ②理事の互選(定款の定め必要)
  - ③社員総会での選任
  - ④法人法上の理事会を設置 ⇨ 理事会で選任
- } 社団のみ可

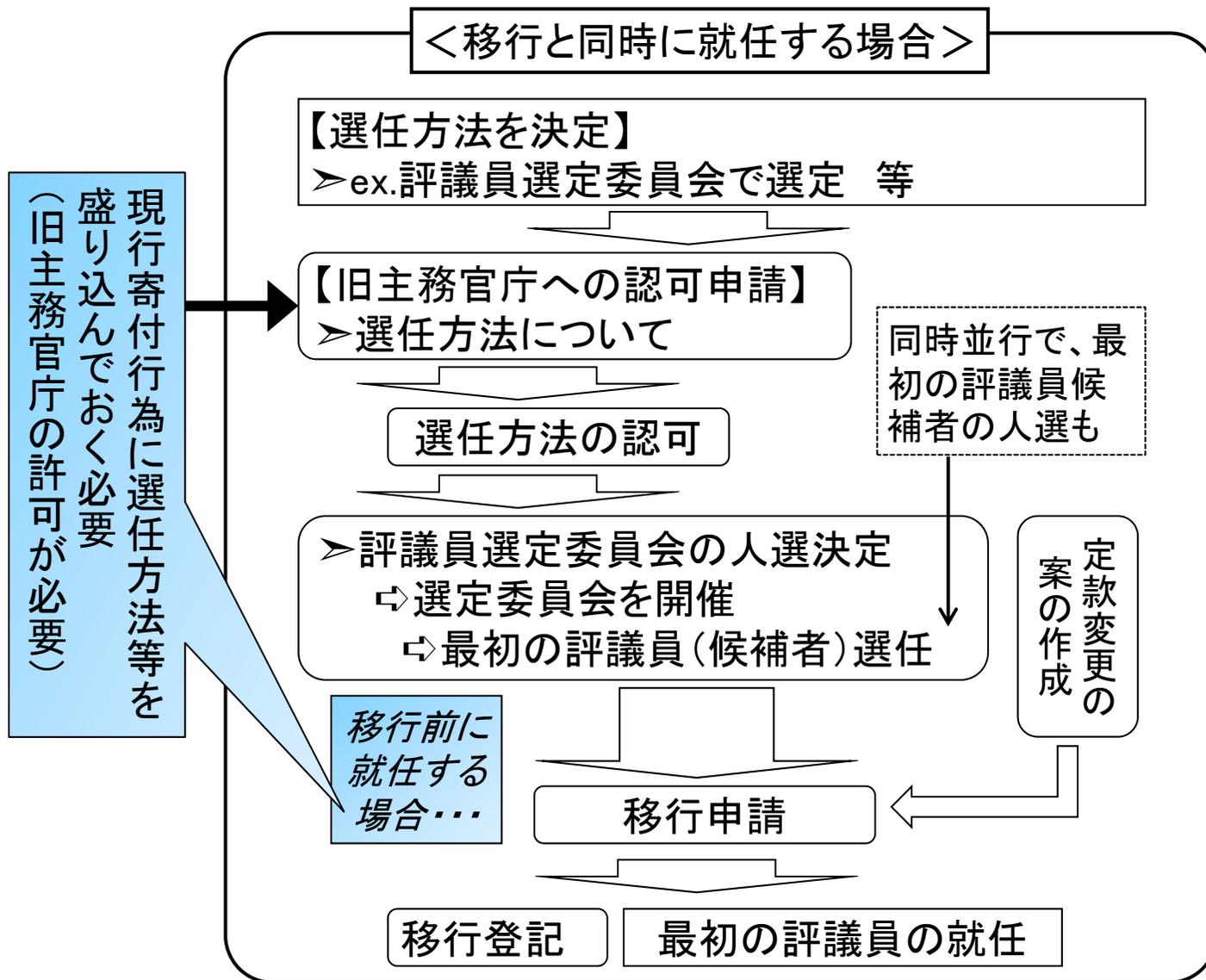
①②④の場合、移行前に  
 現行の定款を変更する必要  
 (2段ロケット)



【移行登記と同時に就任する場合】  
 ➤ 定款変更の案附則に、代表理事の氏名を記載



➤ 今までの「評議員」はそのまま移行することはできない  
 ⇨ 最初の評議員を選任—選任方法について、旧主務官庁の認可が必要



◇◆: 社団のみ、△: 財団のみ、○●: 共通

1. 必要的記載事項

➤ 法人法上、「必ず定款に記載する必要のある」事項

- 法人の目的、名称
- 主たる事務所の所在地
- ◇ 社員資格の得喪
- △ 評議員の報酬、選解任
- 公告方法
- 事業年度

➤ 公益法人に移行する場合の記載必要事項

- 会計監査人の設置(大規模法人のみ)
- ◆ 理事会、監事の設置
- 不可欠特定財産(該当する財産がある場合)
- 認定取消時の公益目的取得財産残額の贈与先
- 解散時の残余財産の帰属

2. 相対的記載事項

➤ 法律上必須ではないが、「定款で定めないとその効力を生じない」事項

- 理事・監事の任期の短縮
- 代表理事が理事会を招集する旨の定め
- △ 財団の基本財産の設定、管理、処分
- ◇ 社員の経費支払い義務
- 等

3. 任意的記載事項

➤ 「法令の範囲内で」任意に記載できる事項

- 事業計画・予算、事業報告・決算の承認
- 法定機関の権限、決議事項
- 等

➡ 「定款変更の案作成の案内」(HP掲載)参照。※移行済法人の定款も参考に。

☞ 必要に応じ、内部規程も整備(役員報酬、会費、資金管理、理事の職務分担 等)



【声の出典】公益認定等委員会事務局 企画官 小八木 大成 課長補佐 田上 謙也

---

# —ご清聴ありがとうございました。

---

【声の出典】公益認定等委員会事務局 企画官 小八木 大成 課長補佐 田上 謙也